

第1条(名 称)

本会を交野自然の杜クラブ(シニア自然大学校 サークル活動部 2015年9月認定)とし、愛称「見て観て歩こう会」とする。

第2条(目 的)

本会は、交野とその近郊の野山の自然に親しみ、会員相互の親睦を深め、健康増進に努める。

自然を大切に思う心を育むとともに、この思いを共有する人々を増やす。

第3条(活 動)

本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1)例会
- (2)花ごよみ調査などの生きもの調査
- (3)公開の自然観察会や校庭観察会などの社会貢献活動
- (4)公共機関などからの受託活動

第4条(会 員)

会員は第2条の目的に賛同した者とし、会則で定める会費を納めるものとする。

第5条(役 員)

- (1) 本会の運営のために、代表1名、副代表2～3名、会計1名、会計監査1名、幹事若干名の役員をおく。
- (2)役員は会員の中から総会において選出する。
- (3)役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- (4)役員の任務は次の通りとする。
 - 1)代表は本会を代表して会務を統括する。
 - 2)副代表は代表を補佐し、代表不在の場合はその会務を代行する。
 - 3)会計は会計事務を処理する。
 - 4)幹事は会の活動運営やその他の会務を分担して処理する
 - 5)役員は任務を兼務することができる。

第6条(会 議)

本会は次の会議を開催する。

- (1)総会を年1回開催する。
- (2)役員会を必要の都度開催し、会務を協議する。
- (3)役員会は代表、副代表、会計、会計監査、幹事で構成する。

第7条(会 費)

- (1)会費は、入会金無し、年会費1,000円とし前納を原則とする。但し10月1日以降の入会は500円とする。特別な費用が発生した場合は、その都度徴収する。
- (2)見舞い・慶弔費は会として支出しない。

第8条(責任の所在)

会が運営する行事参加中に、会員もしくは同行者の被った不慮の事故・病気・災害などの損害は、自己責任とし、本会並びに本会役員会は一切の賠償責任を負わないものとする。

第9条(活動年度と活動報告)

- (1)活動年度は4月1日から翌年3月31日とする。
- (2)活動計画、活動報告、収支報告などは、総会で決定し会員に報告する。

第10条(会則の変更)

会則の改定は役員会で起案し、総会で会員の出席者の多数決をもって決定する。

付則 この会則は平成24年4月1日制定し施行する。

平成28年2月16日に第1回会則改定し施行する。

平成31年2月12日に第2回会則改定し施行する。

2020年2月18日に第3回会則改訂し施行する。

改定理由と内容(改定履歴を残す)